

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ボイラ整備据付協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ボイラー整備士及びボイラー据付け作業指揮者の資質の向上並びにボイラー及び圧力容器の整備・据付けに関する技術の進歩改善を図り、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を本部及び全国の支部・事務所で行う。

- (1) ボイラー整備士及びボイラー据付け作業指揮者の資質の向上に関する講習会、研究会、技術懇談会等の開催
- (2) ボイラー及び圧力容器の整備・据付け技術に関する調査研究
- (3) ボイラー及び圧力容器の整備・据付けに関する技術基準の設定及び普及
- (4) ボイラー及び圧力容器の整備・据付けに関する技術、法令等の情報の収集及び提供
- (5) 関係官庁及び検査代行機関との連絡及び調整
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 ボイラー及び圧力容器の整備・据付けの関係者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人又は団体。
- (3) 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上

の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとするものは、所定の入会申込書を、所在地の都道府県支部・事務所を経由して、また所在地に無い場合は最寄りの都道府県支部・事務所を経由して会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき。

3 会員が退会したときは、この法人に対する権利を失い、同時に義務を免れる。ただし、未納の会費及び会員の負担に属する債務はこれを免れない。

(除名)

第9条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為を行ったときは、総会の決議によって、除名することができる。ただし、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 前条第3項の規定は、会員が除名された場合に準用する。

第4章 総会

第10条 総会は総ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項について議決する

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 4 定款の変更
- 5 解散及び残余財産の処分
- 6 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第12条 定時総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

3 総会は、会長が招集する。ただし、前項第2号の場合には、会長は請求のあった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、少なくとも10日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長になる。

(総会の議決権)

第14条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第15条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、正会員である出席者の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議事録及び会員への通知)

第16条 総会の議事録については、法律で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した理事のうちから議長が指名した者2名が、前項の議事録に記名押印する。

3 総会の議事及び議決した事項は、会員に通知する。

第5章 役員及び顧問

(役員)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以上6名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 3名以上7名以内
- (5) 理 事 21名以上50名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む）。
- (6) 監 事 2名

2 前項の会長をもって一般社団法人日本ボイラ整備据付協会の代表理事とする。

3 副会長、専務理事、常務理事は、業務執行理事とする。

（役員を選任）

第18条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務）

第19条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠員のときは、あらかじめ会長が指名した順序で、代表権を除いてその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の議決を要しない会務の決定に関する事項を決定する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第22条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の議決により、これを解任することができる。ただし、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第23条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、総会の議決を経て報酬等として支給することができる。

(顧問)

第24条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 3 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 理事会

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の権限及び決議)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長と議長が指名した1名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第28条 会長は、この法人の目的を達成するため必要があるときは、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

3 委員会の構成員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第9章 ブロック会

(ブロック会)

第30条 この法人は、理事会の議決を経て全国にブロック会を置くことができる。

2 ブロック会に関する規程は理事会の議決を経て定める。

第10章 都道府県支部・事務所

(支部・事務所)

第31条 この法人は、理事会の議決を経て各都道府県に支部・事務所を置くことができる。

2 都道府県支部・事務所に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(財産の構成)

第33条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品

(6) その他の収入

(財産の管理)

第34条 この法人の財産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第35条

この法人の事業遂行に要する経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 この法人は公益目的支出計画を会長が作成し、行政庁に提出しなければならない。変更の場合も同様とする。

(事業報告及び収支計算)

第37条 この法人の事業報告書、収支計算書

正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経た上で総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第39条 この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の議決を経て、変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の議決を経て、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の清算のときに有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体、またはこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 ただし事故、その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 補 則

(諸規程の制定)

第44条 この法人は、この定款の規定に基づいて、必要な措置を行うため諸規程を定める。

2 前項の所規程は、理事会の議決を経て会長が制定する。

(書類及び帳簿の備付等)

第45条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 理事及び監事の就任承諾書
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) 処務日誌
- (10) 官公署往復書類
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿の保存期間は、法令及び別に定める文書保存規程による。

(情報公開)

第46条 この法人は、前条第1項の備付け書類のうち、次に掲げる書類を一般の閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

- 2 情報公開に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2、この法人の最初の代表理事は梅田昇一。監事は石田雅人、三浦良邦とする。
- 3、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4、平成27年5月21日 一部改定 (定時総会承認及び6月12日同意書承認)